

Q.1	誰でもこの制度を利用することができますか？	A.1	直系尊属である贈与者(父母さま・祖父母さま等)※から結婚・子育て資金の贈与を受けた18歳以上50歳未満の受贈者さま(お子さま・お孫さま等)への贈与であれば、どなたでも利用できます。 ※養父母さまは含まれます。配偶者さまの直系尊属の方や叔父叔母さま、ご兄弟さまは含まれません。
Q.2	この制度が適用される期間はいつまでですか？	A.2	2027年3月31日までに結婚・子育て資金として贈与された資金が対象となります。
Q.3	「つくば結婚・子育て預金」を開設する前に支払った結婚・子育て資金も非課税措置の対象となりますか？	A.3	対象とはなりません。本預金へお預け入れ後に支払った結婚・子育て資金のみが対象となります。
Q.4	この制度は、複数の店舗や複数の金融機関で利用できますか？	A.4	「つくば結婚・子育て預金」は受贈者さま1人につき1口座となります。仮に当行のA支店で口座を開設した場合、A支店以外の店舗や他の金融機関では開設できません。
Q.5	複数の贈与者から贈与することはできますか？	A.5	受贈者さま1人につき、1,000万円の範囲内であれば、複数の方から贈与することができます。
Q.6	贈与する子や孫が複数いる場合は、何人まで贈与することができますか？	A.6	何人でも可能です。受贈者さま1人につき、1,000万円が非課税限度額となります。例えば、お孫さまが3人いる場合には、合計の非課税限度額は3,000万円(3人×1,000万円)となります。
Q.7	結婚・子育て資金は一度に贈与しなければならないのですか？	A.7	非課税限度額1,000万円の範囲内で、複数回にわけて贈与することができます。
Q.8	教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例と併用することはできますか？	A.8	併用は可能です。ただし、教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることができません。お子さまの育児にかかる費用については、教育資金贈与の特例と対象範囲が重複する部分がありますが、1回の支払いについて、教育資金の特例と重複して払い出すことはできませんのでご注意ください。
Q.9	「つくば結婚・子育て預金」へ預入れした資金を、贈与者が途中で払戻することはできますか？	A.9	受贈者さまへ贈与した資金となるため、贈与者さまが途中で払戻することはできません。
Q.10	結婚・子育て資金の支払いに充てたことをどのように証明すればいいですか？	A.10	結婚・子育て資金のお支払い時に領収書等を発行いただき、当行にご提出ください。領収書等のご提出がない場合、贈与税が課税されます。
Q.11	結婚・子育て資金として支払われなかった資金は課税されますか？	A.11	受贈者さまが50歳となった日に贈与とみなされ、贈与税が課税されます。
Q.12	結婚・子育て資金管理契約の期間中に贈与者が死亡した場合はどうなりますか？	A.12	贈与者さまが死亡した日における非課税抛出現金額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額を、その贈与者さまから相続により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ご注意ください事項

- 受贈者が既に他の金融機関にて「結婚・子育て資金一括贈与の非課税措置」に係る専用口座等を開設されている場合、当行でのお申込みはできません。
※本口座は受贈者1人あたり、1金融機関(1店舗)のご利用に限定されています。
※「教育資金一括贈与の非課税措置」と併用は可能です。ただし、「教育資金一括贈与の非課税措置」を受けるために提出した領収書等では、本措置では、重複して非課税の適用を受けることはできません。
- 当行窓口にご提出いただく領収書等は、最初の預入日から結婚・子育て資金管理契約終了日までの支払で、領収書等に記載された日付から1年以内のものに限りです。(できるだけ早めにご提出ください)
- 受贈者の氏名・住所等に変更が生じた場合は、税務署等に申告書の提出が必要となりますので当行窓口(口座開設店)までご連絡ください。

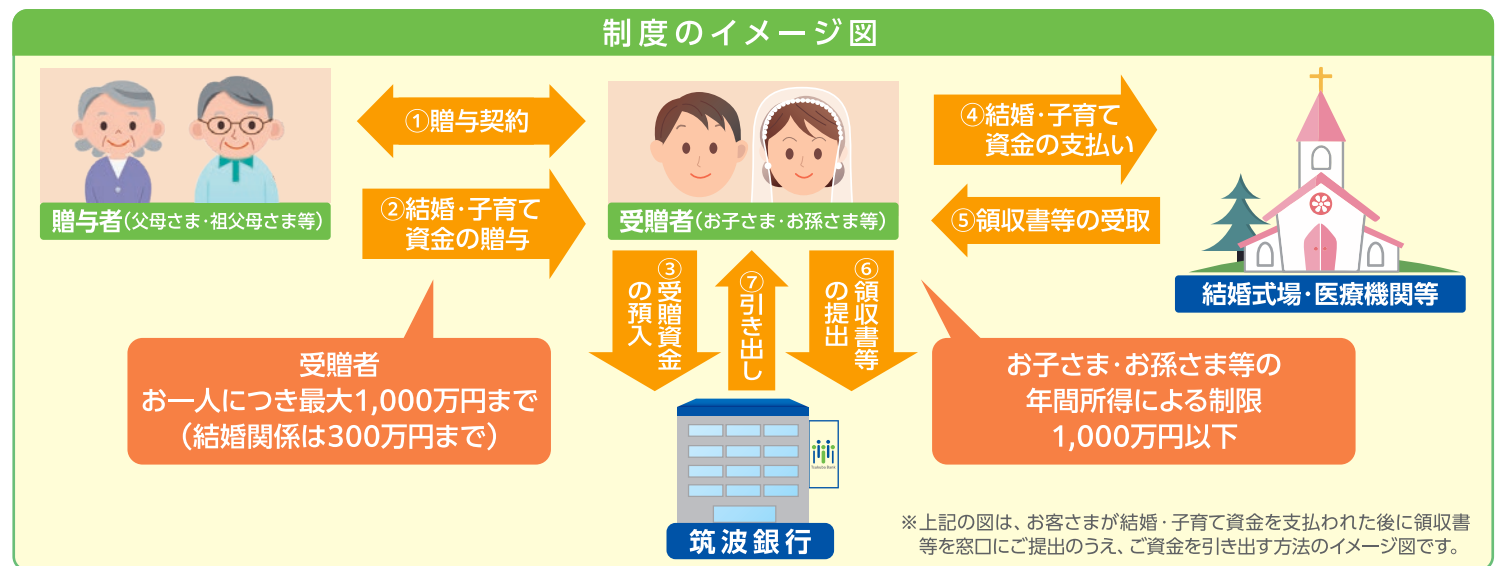
！ 特約期間中に贈与者が亡くなられた際、死亡時に結婚・子育て資金の支払いに充てられていなかった残額がある場合、当該残高は贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となりますのでご注意ください。

- ※贈与者が亡くなられた場合、受贈者は速やかに当行窓口までお知らせください。
- ※贈与者死亡時以前に支払われた未提出の領収書がある場合は、結婚・子育て費用のために支出した金額を確定するために、受贈者は領収書を速やかに当行窓口までご提出ください。
- ※当行は贈与者が抛出した金額から受贈者が結婚・子育て費用のために支出した金額を引いた管理残高をお知らせいたします。
- ※税務上等のお取扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。
- ※当パンフレットは2025年4月14日時点の情報で作成しております。今後制度の改正等により内容が変更になる場合がございます。



「つくば結婚・子育て預金」は「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条の2の3)」が適用される商品です。
2027年3月31日までにお子さま・お孫さま等へ一括贈与される結婚・子育て資金【最大1,000万円まで】の贈与税が非課税となります。

※贈与者(父母さま・祖父母さま等)が受贈者(お子さま・お孫さま等)に対して結婚・子育て資金として金銭を一括贈与し、受贈者の名義で本口座にお預入れいただいた場合が対象となります。ただし、領収書等が提出されなかった場合や本口座の預金が結婚・子育て資金として使われなかった場合等は、贈与税の課税対象となり、非課税とならない場合がございますのでご注意ください。



つくば結婚・子育て預金の特徴

「つくば結婚・子育て預金」は「結婚・子育ての一括贈与に係る贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」が適用される商品です。2027年3月31日までにお孫さま等へ一括贈与される結婚・子育て資金【最大1,000万円まで】の贈与税が非課税となります。

結婚・子育て資金一括贈与に係る非課税措置のポイント！

- point1** 非課税の対象は、**直系尊属からの贈与**です。（例：祖父母から孫への贈与など）
- point2** 対象となるのは、**2027年3月31日までの贈与**です。
- point3** お引出時は、**結婚・子育て資金として支払われたことがわかる領収書等**を提出していただきます。
- point4** 結婚関係で支払われるものについては**300万円**が限度となります。
- point5** お受取人さまが**50歳**に達した時に終了となり、**預金残額には贈与税が課税**されます。
- point6** お孫さま等の年間所得が1,000万円を超える場合は非課税措置の対象外となります。

非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲

非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲は以下のとおりです。

受贈者の結婚に際して支出する費用 (1,000万円のうち300万円が上限)	婚礼に係る費用	挙式料、結婚披露宴の会場費、衣装代、飲食代 (入籍日の1年前から後に支払われたものが対象となります)
	家賃等に係る費用	結婚を機に移り住むものとして、新たに借りた物件にかかる家賃、敷金、共益費、礼金、仲介手数料、契約更新料 (入籍日の前後各1年以内に締結した賃貸借契約に関するものに限りです。また、当初契約締結日から3年を経過する日までに支払われたものが対象となります)
	引っ越しに係る費用	結婚を機に移り住む住居先に転居するための引越し代 (入籍日の前後各1年以内に行ったものが対象となります)
受贈者(当該受贈者の配偶者を含む)の妊娠・出産・育児に要する費用 (上限1,000万円)	妊娠に要する費用	人工授精など不妊治療に要する費用 妊婦健診に要する費用
	出産に要する費用	分娩費、入院費、新生児管理保育料、検査・薬剤料、処置・手当料および産科医療補償制度掛金など出産のための入院から退院までに要する費用 出産後1年以内に支払われた産後ケアに要する費用 (6泊分または7回分を上限として対象となります)
	育児に要する費用	未就学児の子の治療、予防接種、乳幼児健診、医薬品(処方箋に基づくもの)に要する費用 保育園、幼稚園、認定こども園、ベビーシッター業者等へ支払う園料、保育料、施設設備費、入園試験の検定料、行事への参加や食事の提供など育児に伴って必要となる費用

※非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の諾否については、内閣府のホームページまたは税務署・税理士等にご確認ください。

つくば結婚・子育て預金 概要等

1. 概要

項 目	内 容
ご利用いただける方	直系尊属(父母さま・祖父母さま等)を贈与者として、書面による結婚・子育て資金の贈与契約を締結している18歳以上50歳未満の個人のお客さまで前年の合計所得金額が1,000万円以下の方
お取扱期限	取引により取扱期限が異なります。 口座開設・お預入れ2027年3月31日まで お引出し預金者が50歳になる誕生日の前営業日まで
口座開設	お近くの筑波銀行の窓口でお申込みいただけます。 ※その後の諸手続きは、口座開設店のみで受付いたします。
お預入れ方法	・口座開設店の窓口でお預入れいただけます。 ・ATM、インターネットバンキング、振込等による入金はお取扱いいたしません。 お預入れ金額1円以上 1,000万円以下(1円単位)
お引出し方法	ご提出いただく領収書等に基づき、窓口(本預金の口座開設店)で以下の方法によりお引出しいただきます(立替払い方式)。 ①領収書払い 結婚・子育て資金の支払いに充てた領収書等および当行所定の払戻請求書をご提出いただき、本預金からお引出しいただく方法 ※領収書等は、領収書等に記載の支払年月日から1年を経過する日までに当行へご提出ください ②振込払い 結婚・子育て資金の支払いについての請求書等および当行所定の払戻請求書をご提出いただき、本預金からお引出しのうえ、支払先へお振込みする方法(お振込みにかかる手数料は、結婚・子育て資金に該当しませんので、本預金とは別のご資金によりお支払いいただけます)
適用金利	普通預金の店頭表示金利 利息の課税について 2037年12月31日まで復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。
手 数 料	新規口座開設手数料：110,000円(税込) ※振込手数料等は当行所定の手数料をご負担いただけます。
その他注意事項	・この預金は、「普通預金規定」および「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」によりお取扱いいたします。 ・口座振替のお引落口座、カードローンで返済用口座、各種ローン返済用口座のご指定、バンクカードのお申込み、インターネットバンキングご利用口座登録のお申込みはいただけません。 ・お一人さまにつき1口座のみの開設となります。 ・当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は開設できません。 ・口座開設店以外でのお預入れ、お引出しはできません。 ・本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
金利情報の入手方法	金利は窓口へご照会いただくか、筑波銀行のホームページをご覧ください。

2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項 目	ご留意点
お孫さま等の個人番号確認書類(原本)	マイナンバーカード、通知カード、住民票の写し(※)、住民票記載事項証明書(※)等 ※マイナンバーが記載されたもの。
お孫さま等のご本人確認書類(原本)	マイナンバーカード、運転免許証、保険証(※)等 ※別途住民票の写し等の他の書類による補足が必要となります。詳しくは店頭でご確認ください。
お孫さま等のご印鑑	口座開設にあたり、 お届けいただくご印鑑 をご用意ください。
戸籍謄本、住民票謄本等(原本)	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、 祖父母さま等がお孫さま等の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本の原本をご提出いただきます。 なお、同居ご親族の場合は、住民票謄本でも代用が可能です。 ※戸籍謄本は、「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。詳しい取得方法等につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認くださいませようお願いいたします。
贈与契約書(原本)	あらかじめ書面に祖父母さま等とお孫さま等との間で贈与契約を締結していただき、 贈与契約書の原本をご提示いただきます (写しをとらせていただき原本をお返しいたします)。 ※贈与契約日から2ヵ月以内に本預金にお預入れいただく必要がございますのでご注意ください。 ※贈与契約書の書式は店頭にご用意しております。
結婚・子育て資金非課税申告書(原本)	非課税措置の提供を受ける金額(お預入れ金額と同額である必要があります)等を記載していただけます。申告書は当行より税務署に提出いたします。用紙は店頭にご用意しております。
贈与資金	贈与資金については、以下の方法等にてあらかじめご用意ください。口座開設日に本預金にご入金(お振替え)いただくか、後日ご入金いただけます。 ①現金をお持ちいただく方法 ②既に当行にお持ちのお孫さま等の口座にあらかじめご入金する方法 お孫さま等が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください ③既に当行にお持ちの祖父母さま等の口座にあらかじめご入金する方法 祖父母さま等のお通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、祖父母さま等も来店ください
合計所得金額に関する確認書・前年の合計所得金額を明らかにする書類(原本)	前年分の合計所得金額を確認させていただくため、合計所得金額に関する確認書および前年の合計所得金額を明らかにする書類をご提出いただきます。 なお、前年の合計所得金額がない場合または他の者(父母等)の扶養親族等となっている場合は、前年の合計所得金額を明らかにする書類の提出は不要です。 ※前年の所得金額を明らかにする書類の例 給与所得の源泉徴収票(勤務先の会社名の記載のあるもの) 確定申告書の控え(税務署の受付印があるもの) など

結婚・子育て資金管理特約の終了

以下のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理特約は終了します。その場合本預金をご解約いただきます。

- ①預金者が50歳になられた場合
- ②預金者が亡くなられた場合
- ③残高が0円となり、預金者と当行で特約終了の合意があった場合